

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年9月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300167号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2300015号

第1 結論

平成8年4月から平成9年3月までの請求期間については、国民年金保険料を追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年4月から平成9年3月まで

私は、親と同居することになった平成11年1月末から同年2月初めに、母から税金や年金についての支払いを済ませてくるように言われたので、母にお金を借りてA市役所の年金担当係の窓口で国民年金保険料の支払いに行った。その際に、対応した職員から保険料を納めるには、納付期限があると説明を受け、免除期間である平成8年度分のみ現金で納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、親と同居することになった平成11年1月末から同年2月初めに、A市役所の年金担当係の窓口において請求期間に係る国民年金保険料を現金で追納した旨主張している。

しかしながら、A市年金担当課は、同市役所窓口においては、現年度分の国民年金保険料に係る納付の受付のみをしており、実際の納付場所は、請求期間当時に市役所内に設置されていたB銀行(現在は、C銀行)になるが、同銀行においても、現年度分の保険料のみ収納を行っていたことから、請求期間の追納に係る保険料は、過年度分の保険料と同様に国庫金として納付することになるため、追納の申込みがあった場合、A市役所窓口(B銀行含む。)ではなく、市役所外の金融機関において納付をするように案内をしていた旨回答している。

また、A市から提出された請求者の保険料納付状況が確認できるデータにより、請求期間は免除期間と記録されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している上、オンライン記録において、請求者が保険料の追納申込みを行った形跡は確認できない。

さらに、A市市民税課は、課税資料については、保存期間が7年のため、請求期間について当該資料を提出できない旨陳述している。

なお、請求者は、母にお金を借りて保険料を納付した旨主張しているところ、請求者の母は、請求者が保険料を納付するためにお金を貸した記憶はあるが、時期や金額については記憶

していない旨陳述している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を追納していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。